

国立大学法人電気通信大学における日本学術振興会特別研究員の 雇用等に関する規程

制定 令和5年9月26日規程第35号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）において、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が実施する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」（以下「支援事業」という。）に基づき、振興会が行う特別研究員事業による特別研究員としての資格を付与された若手研究者を本学の常勤職員に雇用すること及び当該雇用の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学における支援事業の実施は、学術研究の発展を担う優秀な若手研究者の確保・育成に取り組み、もって優秀な若手研究者の効果的な育成及び更なる研究奨励に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、「PD等」とは、振興会が行う特別研究員事業による特別研究員－PD、特別研究員－RPD、特別研究員－CPD（国際競争力強化研究員）を総称している。

(受入教員)

第4条 本学を受入研究機関とするPD等の受入研究者となることができる者（以下「受入教員」という。）は、特別研究員の申請時及び採用手続時等において、特別研究員を本学に受入れることを承諾した、本学に勤務する教育研究職員に限るものとする。

(研究遂行の確保)

第5条 本学にPD等を雇用するにあたっては、特別研究員の研究計画の遂行に支障が生じないようにし、当該雇用するPD等（以下「雇用PD等」という。）の主体的な研究の遂行を確保するものとする。

(就業規則の適用等)

第6条 雇用PD等の就業に関する事項は、国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則（以下「特任就業規則」という。）を適用する。ただし、同規則第8条、第9条、及び第29条の規定を除く。

2 雇用PD等には、国立大学法人電気通信大学特定任期付職員の本給に関する規程は適用しない。

(職務内容)

第7条 雇用PD等は、受入教員の指導のもと、採択された研究課題及び研究計画に基づき研究に従事することを職務とする。

2 雇用PD等を配置先は、当該雇用PD等の受入教員の主たる配置先とする。ただし、必要に応じて、他の組織に配置することができる。

3 雇用PD等は、受入教員の了解のもと、受託研究等の外部資金を受け当該研究に従事することができる。

(選考のための審査)

第8条 雇用PD等の選考のための審査については、国立大学法人電気通信大学特任研究員及び特任研究支援員の選考のための審査に関する規程による。

(職名)

第9条 雇用PD等は、本学に常時勤務する特定任期付職員に採用し、その区分は特任研究員とする。

2 雇用PD等の職名は、次の各号に掲げる振興会が行う特別研究員の採用区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

(1) 日本学術振興会特別研究員－PD 特任研究員(学振PD)

(2) 日本学術振興会特別研究員－RPD 特任研究員(学振RPD)

(3) 日本学術振興会特別研究員－CPD 特任研究員(学振CPD)

(雇用期間の制限)

第10条 雇用PD等の雇用期間は、PD等としての当初の資格が付与された期間を下限とし、かつ、振興会から交付される雇用支援金により本給を支給できる期間を上限とする。

2 雇用PD等の任期満了時に、前項の期間を超えない場合には、雇用期間を更新することがある。

(退職)

第11条 雇用PD等は、PD等の資格を喪失し、若しくは受入研究機関を本学以外に変更する場合又は特任就業規則第14条第1項各号のいずれかに該当したときは退職とし、その身分を失う。

(本給)

第12条 本給表は、別表に定める。

2 年俸制による本給は、当該年俸の金額を12で除した額を本給の月額として支給する。

3 前項の設定額は、振興会が当該年度の特別研究員に対し採用区分に応じてそれぞれ支給される研究奨励金の月額を下回ってはならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、雇用PD等の雇用の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から適用する。

別表（第12条関係）

職名区分	年俸	本給の月額
特任研究員（学振PD） 特任研究員（学振RPD）	4,344,000円	362,000円
特任研究員（学振CPD）	5,352,000円	446,000円